熊本県立松橋東支援学校「学校いじめ防止基本方針」

１　いじめの防止等のための対策に関する基本的な理念

いじめは、すべての幼児児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての幼児児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた幼児児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを幼児児童生徒や職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた幼児児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下､いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

２　いじめの定義

この法律（「いじめ防止対策推進法」　平成２５年６月２８日公布）において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童　等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第２条）

３　いじめの防止等の対策のための組織（組織名；いじめ防止対策委員会）

（１）構成員

校長、教頭、幼稚部主任、小学部主事、中学部主事、病弱訪問教育部主任、生徒指導主事、人権教育主任、保健主事、心理療法士（外部専門員）とし、必要に応じて担任等関係者

（２）組織の役割

ア　「県いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・修正

イ　いじめの相談・通報の窓口

ウ　いじめの疑いに関する情報や幼児児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

エ　いじめの疑いに係る情報があった場合の緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある幼児児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者や熊本県こども総合療育センターとの連携

（３）開催

年３回（各学期）とし、必要に応じて臨時に開催する。

４　いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここでいう「いじめに負けない」と言う表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

５　いじめの未然防止・早期発見

（１）いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての幼児児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、幼児児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも、職員は幼児児童生徒と信頼関係を築くことに努め、職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

また集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え幼児児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要であることから、ストレスに適切に対処できる教育の推進を図る。

（２）いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から的確に関わり、幼児児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応し、いじめの早期かつ適確な発見と認知に努めることが必要である。

このため、すべての職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨くとともに、日頃から幼児児童生徒の見守りに注力して、信頼関係の構築に努め、それらを幼児児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないよう活用する。

年間計画

	１学期	２学期	３学期
会議等	＜いじめ防止対策委員会＞ ・基本方針、重大事態への対応マニュアル確認 ・指導計画等 ＜学校評議員会＞ ・本年度の取組 ・基本方針や窓口等の周知 ＜ＰＴＡ総会＞ ・保護者向けチェックシート ・窓口の周知	＜いじめ防止対策委員会＞ ※いじめ防止研修会	＜いじめ防止対策委員会＞ ・本年度のまとめ ・心のアンケート結果報告 ・来年度の検討と課題等 ＜学校・センター連絡協議会＞ ＜ＰＴＡ役員会＞ ＜学校評議員会＞ ・本年度のまとめ ・心のアンケート結果報告 ・来年度の検討と課題等

防止対策	＜生活支援部＞ ・命を大切にする心を育む指導 ・全校集会（執行委員を中心に） 〔執行委員会〕 ・心のきずなを深める月間【６月】 ・あいさつ運動【７月】 ＜各学部＞ ・命を大切にする心を育む指導 ・道徳教育 ・情報モラル教育 ・学級づくり・人間関係づくり ・心の通じ合うコミュニケーション能力の育成	＜生活支援部＞ ・人権学習に関する授業【９月】 ・人権教室【１２月】 ・命を大切にする心を育む指導 ・全校集会（執行委員を中心に） 〔執行委員会〕 ・あいさつ運動【１０月】 ＜各学部＞ ・命を大切にする心を育む指導 ・道徳教育 ・情報モラル教育 ・学級づくり・人間関係づくり ・心の通じ合うコミュニケーション能力の育成	＜生活支援部＞ ・本年度の取組と次年度への志向について ＜健康安全部＞ ・学校薬剤師による講話 ・本年度の取組と次年度への志向について
早期発見	＜生活支援部＞ ・保護者向けチェック表 ＜各学部＞ ・センターとの毎朝の連絡会 ・センターとのケース会議 ・学部内での情報交換 ＜健康安全部＞ ・毎朝の健康観察	＜生活支援部＞ ・心のアンケート ＜各学部＞ ・センターとの毎朝の連絡会 ・センターとのケース会議・学部内での情報交換 ＜健康安全部＞ ・毎朝の健康観察	＜各学部＞ ・センターとの毎朝の連絡会 ・センターとのケース会議 ・学部内での情報交換 ＜総務企画部＞ ・学校評価保護者アンケート ＜健康安全部＞ ・毎朝の健康観察

６　いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた幼児児童生徒を守り通すとともに、いじめた幼児児童生徒に対しては、当該幼児児童生徒の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

（１）発見・認知

いじめについては全職員が常に、その早期かつ適確な発見と認知に努めなければならない。

（２）報告

いじめ等が認められた場合は、直ちに学部主事・主任、生徒指導主事、教頭、校

長に報告しなければならない。

（３）いじめ防止対策委員会（校長、教頭、学部主事・主任、生徒指導主事、外部専門員等）による実態調査

担任、学部主事・主任、生徒指導主事は被害者、加害者双方に対し、実態、言い分、意識等について聴取し、その全容を明らかにする。その際、特に被害者と思われる者には気を配り、すべてをくみ取り理解するよう最大の努力をする。「いじめられる方にも問題がある」という発想を持たないようにする。

なお、会議が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため、有効に機能していることを適宜点検する。

また、いじめの認知件数が零である場合、そのことを幼児児童生徒、保護者及び地域の方々へ公表して検証を仰ぐように努める。

（４）各会議の開催

必要に応じ、運営委員会、臨時職員会議、人権教育推進委員会等を開催し、以下の項目について協議する。

①担任報告　②実態の分析と考察　③原因　④今後の指導

⑤全職員による協力体制　⑥保護者への連絡事項並びに協力要請

７　重大事態への対応

（１）重大事態とは

いじめにより当該学校に在籍する幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

（２）初動対応の体制整備

重大事態が発生した場合、速やかにいじめ防止対策委員会を母体とし校長を中心とする対応組織を設置し、初動対応を行う。その際、対応組織が実効的に機能するよう、必要に応じて教育委員会に指導・助言を求めるとともに、教育委員会から派遣される指導主事等を初動対応に活用する。

その後、学校が調査の実施主体であると決定した場合、教育委員会が推薦する外部の専門家等（法律、医療、心理、福祉等に関する専門家等）を過半数とする調査委員会を立ち上げ、教育委員会と一体となった詳細調査へ移行する。また、外部の専門家等の中から委員長を定める。

次に、県教育委員会が調査の実施主体であると決定した場合、熊本県いじめ防止対策審議会の求めに応じ、適宜学校の情報を提供する。

８　参考

「いじめ防止対策推進法」（平成２５年９月施行）

「熊本県いじめ防止基本方針（改定版）」（平成２８年２月改定）

「宇城地域差別事象に対する危機管理マニュアル」

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省）

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省）